

刑務所出所者等就労支援事業の 狭間を埋める支援事業

※1

※2

※1 刑務所出所者等：保護観察の対象となっている人及び更生緊急保護の対象となっている人

※2 就労支援事業：保護観察所、矯正施設及びハローワークが連携して職業相談・紹介等の支援を行い就労による自立更生を図る事業

現状と課題

無職者と有職者の再犯率

無職者

有職者

約3.2倍

主な理由

■ 既存の「刑務所出所者等就労支援事業」は法定期間内
※保護観察及び更生緊急保護による支援は法律に基づき期間が決められている。

■ 職業適性のミスマッチによる短期離職

■ 協力雇用主のネットワーク未整備

協力雇用主に登録しているが
事業所所在地に地区協力雇用
主会がない協力雇用主

約7割

改善策

法定期間経過後も途切れることのない就職活動支援

就労支援中に保護観察・更生緊急保護の
法定期間が経過した人へ
支援員による伴走型の就職活動支援



就職インターシップ支援

雇用前に職場見学・体験等
受入事業主に謝金(日額)
受講者に奨励金(日額)



協力雇用主の組織化支援

地区協力雇用主会の立ち上げと設立後の運営
支援員による伴走型の支援
資金面の支援



本事業は「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づき更生保護法人日本更生保護協会が行う「安全・安心な地域社会づくり支援事業」の実行団体として実施するものです。